

# 組織のこれからの電子文書管理の提言

## - eディスカバリに着目して -

### A Proposal on future Electronic Document Management system for e-Discovery

水澤 良平・ネットワーク分科会・情報セキュリティ大学院大学

**Abstract:**The purpose of this paper is to propose a methodology of electronic document management in Japanese organization. Firstly, literature search was carried out, from the view of document management and e-discovery. Then, scope of documents required by disclosure system and case of sanctions of U.S. discovery is studied. Also, as a part of information security survey executed in Aug, 2015 by Harada Lab. of IISEC, questionnaire survey and analysis of electronic document management in organization and measures against discovery law was executed. As a result of survey and analysis, in order for Japanese organization to manage electronic document in proper way, it is necessary to;

- I. "Review a scope of documents under retention policy in consideration of the characteristic of the electronic document"
- II. "Build a document management system to prevent from concealing, falsification and destroy".

## 文書管理、ディスカバリに関する文献調査から、日本の組織の電子文書管理の3つの仮説

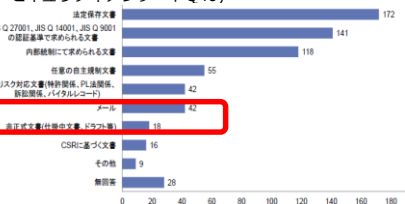
### 仮説1：組織が規定する電子文書管理規則は、電子文書の特徴を考慮していない

電子データの文書管理規則の策定状況(原田研究室情報セキュリティアンケートQ38)



⇒72%の組織が電子データの文書管理規則策定済しかし、

電子データの文書管理規則の策定状況(原田研究室情報セキュリティアンケートQ40)



⇒メール、非正式文書を対象としている組織は少ない

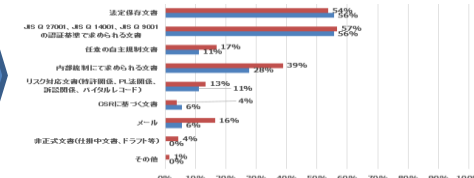
多くの組織の電子文書管理規則は電子文書の特徴を基に作成した訳ではなく紙文書の延長線上に作成したと推測

### 仮説2：組織は、本来廃棄できるはずの電子文書を廃棄せずに保存している

廃棄フェーズの電子データの取扱(原田研究室情報セキュリティアンケートQ44)



⇒79%の組織が廃棄フェーズとなった電子データを削除済しかし、廃棄フェーズとなった電子データを「削除している企業」と「削除していない企業」との間の文書管理規則の対象の電子データの違いについて分析



廃棄フェーズとなった電子データの削除の実施の有無により、電子データの文書管理規則の対象に明確な差はない

文書管理規則の対象である文書は廃棄フェーズが到来すると削除しているが、精査不足により文書管理規則の対象から漏れた文書は、本来の廃棄フェーズが到来しても削除されず、結果として残っている可能性がある

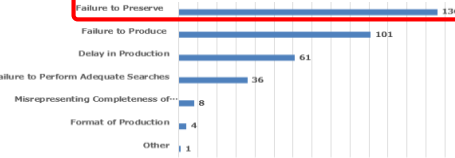
### 仮説3：組織は、訴訟ホールドの手順を整備していない

訴訟ホールド対応手順の整備状況(原田研究室情報セキュリティアンケートQ43)



⇒81%の組織が訴訟ホールドの対応手順を未作成

eディスカバリ違反と判断され制裁が科された事例として、「Failure to Preserve」が多く、主に証拠隠滅、訴訟ホールドの怠慢等を原因としていることが分かった

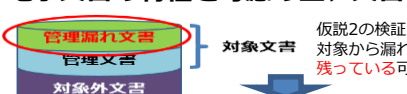


1981年~2009年までの間にeディスカバリ違反に関する制裁事例(230件) (出典)Dan H. Willoughby et al. 「SANCTIONS FOR E-DISCOVERY VIOLATIONS: BY THE NUMBERS」

多くの組織は訴訟ホールドの手順を作成しておらず、eディスカバリを含めたディスカバリに適切に対応するためには訴訟ホールドの対応手順を作成し、組織内で対応できる様、教育を行うことが必要

## 日本の組織に適した電子文書管理の提言

### 提言1 電子文書の特徴を考慮の上、文書管理規則の対象文書の見直し



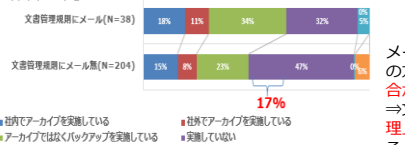
仮説2の検証から、組織は精査不足により文書管理規則の対象から漏れ、本来削除すべき文書を削除しないまま残っている可能性

組織として文書を把握していないと、以下のような問題が

- ・開示請求の際に当該文書を不存在と回答
- ・インシデント発生時に初動対応の遅れ
- ・不必要に保管してしまい、情報漏えいがあると、被害がより拡大してしまう
- ・担当者の独断で本来保管すべき文書を削除
- ・不正行為があっても発覚の遅れ

文書を適切に管理するためには、組織が保有する文書を把握し、リスクを分析の上、管理が必要な文書を文書管理規則の対象とすることが必要

メールを電子データの文書管理規則の「対象としている企業」と「対象としていない企業」間の「メールの保管対策」の違い



メールを文書管理規則の対象としている企業の方が、メールの保管対策を実施している割合が17%高い結果に。⇒文書管理規則の対象とすることにより、管理上の課題が明確となり、法令等で求められるメール保管対策が進んでいると推測

### 提言2 文書の隠ぺい、改ざん、隠滅をさせない組織体制作り

組織が作成した文書は、組織自身だけが活用する訳ではなく、社会全体で活用されている。しかし、文書の隠ぺい、改ざん、隠滅等の不正行為を行う組織も存在する。eディスカバリ違反で制裁が科されるケースにおいては、電子文書の隠滅、訴訟ホールドの怠慢が原因である「Failure to Preserve」及び電子文書の隠ぺいが原因である「Failure to Production」が多い(仮説3)

紙文書から電子文書へシフトし、不正行為も容易になった反面、解析側の技術も進歩(ex. フォレンジックツールによる削除文書の復元) 法令違反に対する厳罰化や公益通報窓口だけでなく、グレーゾーンといえる行為も、ネットやSNSに乗るとあっという間に拡散する。以前より社会が不正行為に対して厳しい目で見ている

組織は活動の事実に基づき文書を作成し、隠ぺい・改ざん・隠滅できないような措置(定期的なフォレンジックコピーの取得や電子署名・タイムスタンプ付与等)を行い、文書を適切に管理する必要がある。また、技術的な仕組みだけでなく、組織の従事者に対して不正行為に関する教育及び組織文化の醸成を行い技術とマネジメント双方からのアプローチが必要